

## 第5節 金融活動作業部会（FATF）

### I 概要

金融活動作業部会（Financial Action Task Force on Money Laundering：FATF）は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するために、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間機関である。現在、日本を含む29の国と地域及び2つの国際機関により構成されている。当初は1年間の活動予定であったが、累次にわたりその活動の継続が合意されてきた（現在はデンバー・サミットを受け5年間延長され2004年まで）。

主な活動は、

- ① FATFが作成した資金洗浄対策に関する「40の勧告」の実施状況の監視
- ② 新たな資金洗浄手法・対策の研究
- ③ FATF非参加国・地域への勧告実施の懲慥
- ④ 地域的かつ汎世界的な資金洗浄対策の拡大である。

「40の勧告」は、刑事司法制度、金融機関への規制、国際協力等にわたる資金洗浄対策の国際的な基本的枠組みであり、1990年に策定された。1996年には、マネー・ローンダリングの前提犯罪の拡大等が新たに盛り込まれた。参加国にはその遵守を求めており、それを担保するために参加国同士の相互審査等を実施している。

### II 活動状況

#### 1. マネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域の特定

2001年6月及び9月の全体会で、2000年6月に特定した国際的なマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域を以下のとおり、改訂した。

#### 19の非協力的な国・地域（2001年9月7日公表）

クック諸島、ドミニカ国、エジプト・アラブ共和国、グアテマラ共和国、グレナダ、ハンガリー共和国、インドネシア共和国、イスラエル国、レバノン共和国、マーシャル諸島共和国、ミャンマー連邦、ナウル共和国、ナイジェリア連邦共和国、ニウエ、フィリピン共和国、ロシア連邦、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ウクライナ

なお、2001年12月5日、ナウル共和国については同国のマネー・ローンダリング対策法における問題点が所定の期限までに適切に改正されなかったため、参加国は追加的な対抗措置を発動するよう決定がなされた。

#### 2. テロ資金対策

FATFは、2001年10月のG7財務大臣声明を受けて、テロ資金に対する特別会合を同年同月に開催し、テロ資金供与に関する特別勧告を発表した。参加国は2001年12月末までに特別勧告に関する自己審査を行うことと、2002年6月までに全ての勧告を履行することを合意した。

(注) 特別勧告の主な内容

- ① 国連諸文書（テロ資金供与防止条約、国連決議等）の批准または履行及び国際協力
- ② テロ資金供与の犯罪化、テロリストの資産の凍結及び没収
- ③ テロリズムに関係する疑わしい取引の届出
- ④ 代替的送金システム、電信送金、非営利団体への監視の強化

### 3. 「40の勧告」の見直し

マネー・ローンダリングの方法や技術が変化し、その対策を向上させるため、「40の勧告」の見直し作業が2001年から開始された。

以下の3つの課題を中心に議論が進められ、各国の民間部門等に対して勧告の見直し案が提示される。

- ① 顧客の本人確認の徹底
  - (ア) 勧告の対象となる金融業の見直し
  - (イ) 本人確認の原則として直接の取引相手への確認の他、真の受益者に対する確認の徹底や継続した顧客管理の徹底
  - (ウ) 公的重要人物との取引・コルレス契約・非対面取引等特に留意を要する金融取引への対応、等
- ② 法人形態を利用したマネー・ローンダリングへの対応  
法人の支配者・受益者に関する情報の把握・開示、特にマネー・ローンダリングに濫用されてきた無記名株式や信託取引への対応等
- ③ 非金融業者・職業的専門家への適用  
不動産等高額商品取扱い業者、投資顧問業者、法律家、会計士等への勧告の適用

各国の民間部門等から出される意見をも勘案しながら、見直し作業が引続き行われる予定である。